

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和5年2月15日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒 060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市総務局行政部総務課文書係（Tel 011-211-3265）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 複写サービス（本庁舎内）
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
- (4) 履行場所 札幌市役所本庁舎（札幌市中央区北1条西2丁目）
- (5) 入札方法 1カウント（枚）あたりの単価で行う。入札書に記載する入札金額は銭の単位（1円未満2桁）まで記載してもよいこととする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された単価に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、少数点第四位以下の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった単価の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」の中分類「速記・筆耕・複写業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。
  - ア 資本関係
    - (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
    - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
  - イ 人的関係
    - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
    - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項又は民事再生法(平成11年法律第225号)第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けて

いる期間中でないこと。

- (7) 札幌市内に本店又は支店等を有し、故障等が発生した場合、直ちに技術員を派遣することができる者。

#### 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所 上記1に同じ  
(2) 入札書の受領期限 令和5年3月2日(木)16時00分(送付の場合は必着のこと。)  
(3) 開札の日時及び場所 令和5年3月6日(月)11時10分 札幌市役所本庁舎地下1階2号会議室  
(4) 入札書の提出方法 入札説明書による。

#### 5 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。  
(2) 入札保証金 免除  
(3) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することができる。

- (4) 入札に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書のほかに、「競争入札参加資格認定通知書」「設置する複写複合機の性能がわかるもの」「故障等が発生した場合、直ちに保守技術員を派遣することができる体制、拠点場所について書面で示したもの」を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 詳細は入札説明書による。